

事務連絡
平成25年5月15日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
保健事業担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

平成25年度国民健康保険の保健事業の助成に係る留意事項等について

平成25年度における国民健康保険（以下「国保」という。）の保健事業の助成については、国民健康保険の保健事業に対する助成について（平成25年5月15日保国発0515第5号。以下、課長通知という。）により通知したところですが、交付申請に当たっては、下記の事項にもご留意の上申請手続を進めていただきますよう、市町村保険者への周知及び指導方よろしく申し上げます。

記

1. 共通事項

- （1）業務の一部を委託する場合は、委託内容がわかるもの（契約書等）を添付すること。委託業者を活用する場合は、適切な範囲で業務を委託することとし、事業が効果的に行われるよう、委託業者との間で、国保被保険者の健康課題、事業計画の趣旨を共有し、国保被保険者への対応等、十分な協議を行うこと。
- （2）スポーツ施設等、使用料が発生する施設を活用する場合等は、受益者負担についても十分考慮されたいこと。

2. 国保保健指導事業について

- （1）事業実施に当たっては、地域や対象者の特性を踏まえ、効果の見込まれる取組を選択し実施すること。
- （2）他の保険者と共同で実施した場合は、保険者間で按分し、内訳を明確にすること。
- （3）特定健診未受診者対策・特定保健指導未利用者対策においては、国保被保険者

の意向に応じた受診・利用勧奨や関係機関と連携した受診・利用勧奨など効果の見込まれる取組を実施すること。

- (4) 早期介入保健指導事業で実施する、40歳未満の国保被保険者への健診費用については、特定健診の検査項目の範囲で助成を行うため、申請に当たっては、検査項目の内訳や対象者の選定理由を明確にすること。

3. 健康管理センター等健康管理事業について

- (1) 助成対象となる施設は、予算関係資料で厚生労働省国保課に報告している施設であること。
- (2) 申請事業により、助成対象となる国民健康保険特別会計等の支出科目が異なるため、予算書等で確認すること。

4. 地方独立行政法人施設で実施する健康管理事業

当該事業を申請する保険者は、以下の要件を満たしていることが確認できる地方独立行政法人に係る定款、交付要綱及び中期目標、中期計画等を添付すること。

- (1) 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付の確保を図るものであること。
- (2) 国民健康保険の保健事業の中核として、医療と疾病予防の一体的運営に資するものであること。
- (3) 国民健康保険の被保険者の健康保持増進に寄与するものであること。
- (4) 国民健康保険事業の運営上の観点からのみならず、都道府県における医療機関整備の観点からも必要と認められるものであること。

5. 助成対象経費について

助成対象経費の取扱については、課長通知によるほか以下の点にも留意すること。

- (1) 人件費について
 - ① 保健事業を実施するため専従となる場合は、その専従者にかかる経費
 - ② 国保直診の職員（保健師等）が歯科保健センター及び直営診療施設において保健事業に従事した場合は、基本給から時給換算した経費
- (2) 備品の購入は、事業を実施するための必要性や効果・専有性が見込まれる場合に5割助成としているため、国保被保険者以外の者が参加する事業であっても、按分は行わず5割助成とする。（国保加入率による按分は不要とする。）
- (3) 講師の謝金・委託料は、予測される効果が費用対効果に見合うものであること。
- (4) 備品と消耗品の考え方は、以下のとおり
 - ① 備品
 - 物品の性質及び形状等を勘案して、原型のまま比較的長期間（使用期間がおおむね1年以上にわたるもの）の反復使用に耐えうるものと認められるもの。（例：自動血圧計、体脂肪計、フードモデル等）

② 消耗品

物品の正常及び形状等を勘案して、使用するに従い消費されると認められるもの及び原型のまま比較的長期間の反復使用に耐えられないもの。

6. 申請書の作成に当たっての留意事項

別添1「申請書の作成に当たっての留意事項」を参照し、記入すること。